

伊東忠太の明治神宮社殿構想

——神社建築観の推移——

大丸 真美

はじめに

明治神宮の創建構想の中で、最も論議されたのは鎮座地の選定と社殿様式の問題であった。創建の場所は神苑にふさわしい森蔽でうつそうと茂った森が必要であり、しかも地形や林相によって社殿の建築様式が大きく左右される為、東京府内だけでなく地方まで調査された。結局、明治天皇・昭憲皇太后ご由縁の深い南豊島世伝御料地（現・渋谷区代々木神園町）と決定された。後者の社殿様式は神社建築として初めて建築学、土木工学など最新の技術を導入し、さまざまな角度から総合的に調査検討と企画がなされ、創建後は近代神社建築のお手本とされた。そしてこの社殿構想を担当したのが、日本建築史学の創始者・伊東忠太である。伊東は当初、神社建築に対しては進歩的な考えを示していた。ところが明治神宮造営に参画することによって、

伊東の神社建築観が一八〇度伝統尊重の考えと転換していく。彼の神社建築観・思想まで変えてしまった明治神宮の創建とは一体何であったのか、伊東忠太の神社建築観の推移と明治神宮社殿構想及び造営の過程をみていきたい。

一、明治天皇崩御直後に於ける神宮創建の諸見

明治四十五年七月三十日、明治天皇が崩御されると早くも翌二日目の八月一日以降の各新聞には、識者より明治天皇の御遺徳をどのように顕彰すべきか、さまざまな記念物・記念事業等の意見が掲載されている。

銅像・記念塔・神社・圖書館・美術館・博物館・養育院・慈善病院・殖林・公園・公會堂・學校・工業試験所の外、東京灣築港案あり、關門海峽、津輕海峽に橋梁を架するの案あり、日本海と太平洋を連絡する運河を開鑿するの案あり、富士山登山鐵道敷設案あり、

又國史編纂院を設くべしと云ふ者、救貧基金を設けて貧民を救ふべしと云ふ者、記念郵便切手を發行すべしと云ふ者、何れも今日先帝記念の爲めに採用すべき方案ならざるは莫し。(大正元年八月六日付『東京朝日新聞』)

それらの中でも圧倒的に多かった意見が神社創建であった。そして神社創建の中で論議されたのは創建の場所と、どのような形式の神社を造営するかであった。

近代は言うまでもなく、江戸時代より続いた鎖国から開国を行い、政治経済、科学、文学、芸術等あらゆるものを西欧から導入し、近代化を進めた時代であった。そして日本の建築にも多くの変化が生じ、材料や構造あるいは手法にも西欧的技術が採用され、根本的变化が起こってきた。この西欧建築全盛の影響を受けて神社にも西欧的な施設が誕生する。その代表が明治初年に建てられた尾山神社の楼門である。煉瓦造り三層のもので、オランダ人ホルトマンが設計し、匠工長・津田吉之助が造営したとされている。文明開化色の濃いもので、和洋混淆の珍しい建築であり国の文化財に指定されている。そのような社会思潮の中で明治神宮の社殿様式についても、今までにない新しい意匠を求める意見が多く出てくるのである。そして、伊東忠太も新しい様式を提唱する一人であった。伊東は大正元年八月五日付の『国民新聞』にて「明治神宮の建築」と題して以

下のことを述べている。

明治時代には新しい様式がなければならぬ(中略)

明治時代の觀察を遺憾ならしめん爲に、形や構造や裝飾の上に、現代の藝術の最善を盡した明治新型の建築を實現したいものである。只千年前の技術を、其儘徹頭徹尾眞似るのは智慧の無い遣り方である。

若し自分の希望の如く、明治時代を記念すべき新型を用ゐるならば當局者が廣く天下の名案を求めるに客かならざらん事を望む。

このように伊東は神社建築の歴史を紹介し、当時彼の持論である建築進化論を基に神社形式が時代とともに変化してきたことをあげながら、明治時代には新しい様式がなければならぬとして、最善を尽くした「明治新型」の建築を實現しようと提言し、伝統重視の考え方はどこにも見当たらない。しかし、この時点ではまだ伊東自身もどのような社殿様式にするかは具体的に何も上げていないのである。そしてこのような進歩的な意見を述べているのは伊東だけではなかった。

建築家で後に伊東と共に明治神宮の造営に携わる工学博士の関野貞も、大正元年九月五日付の『読売新聞』にて形式は何か新しい明治時代を現したものにしたいとして、日本の神社建築も各時代で変化して伊勢神宮の神明造や出雲

大社の大社造から幾多の形式を経て徳川時代の権現造まで出来たので、明治は丁度新しい形式が出来てもよい時代だとしているが、しかし、関野もどのような形式にするか具体的に述べていない。ユニークなのは、社殿とは別に明治天皇と功臣を記念する「日本のパントン」⁽²⁾たる記念殿と「明治の一大正倉院」⁽³⁾として記念博物館の建設を提唱していることである。また、文学博士の黒板勝美も、先帝陛下を崇め祀る神宮は「日本式パントン」⁽⁴⁾として、社殿そのものをパントンとして、先帝以降の御歴代及び皇族その他の国葬の偉人を祀るようにしたいとしているが、建築様式としては崇高な「伊勢の太廟式建築」⁽⁵⁾、要するに神明造がよいが、それでは二十年ごとの改築が必要となるので、最新の建築技術を用いて永久的なものを望み、構造としては社殿の中央に天皇、左右に皇族、その左右に文武の国葬の偉人をまつる大胆な考案を出している。

日本宗教学の祖、姉崎正治は八月八日付の『東京朝日新聞』にて、歴史的に見た社殿様式の意見を述べ、それら神社は壮大の感に欠けるとして、何も古式に固守する必要はなく、明治時代の神宮ならば当然その建築の様式にも明治の特色を入れてほしいとして、当時の熱田神宮の建築様式に注目し、「此の造りは多少宸殿造りで、斯の如きものに京都の紫宸殿の如きものが一緒になれば或は特別の様式が

出来るかと思ふ」⁽⁶⁾とし、しかも従来の日本建築よりもっと高いものにして「明治時代の氣宇」⁽⁷⁾を十分に反映させなければならぬとするのである。

しかし、このような進歩的意見であつても具体的にどのような形式にするのか明示したものではなく、従来の社殿様式を基に新しい様式を提唱しているだけである。そして進歩的な意見とともに伝統的な様式を主張する意見も多くあつた。伊東忠太の師である辰野金吾は、伊東の新しい様式の提唱に対し「伊東博士は『昔風を真似る丈けでは面白く無い、明治の時代を記念とすべき新しい建築にしたい』と云つて居られたが今の世に明治式の新建築と云ふ渾然たるものがあらうか」と批判し、昔風の建築様式がよろうと神明造を提唱している。また、後の國學院大學学長になつた河野省三も、世相ではいたずらに新奇なものや神社を記念物と勘違いしている風潮を懸念し、「神社らしからざる觀念を表現するが如きは、断じて避けるべき」⁽⁸⁾であるとして、形式のみならず材料や配置においても伊勢神宮の建築に「近き形式によりて設計」すべしとし、万一設計上の都合によつては「流造とするも亦可なり」⁽⁹⁾としている。そして、伊東や関野と同じく明治神宮創建に関与する塚本靖は、「明治神宮の建築」と題して伊勢神宮の唯一神明造は仏寺建築が朝鮮や支那から輸入したものと違い、わが国固有の

様式であるから在来神社の様式を採用する外はあるまいとして伊勢神宮の唯一神明造を主張しているが、材料については最新式の「鉄筋コンクリートでやつて、表面に木材を張れ」⁽¹²⁾ばよいと主張している。

その他にも、「大木材を用ひて大建築をして以て、崇嚴の感を與へる出雲の大社造」⁽¹³⁾や、平安神宮の「大極殿形式」⁽¹⁴⁾などの意見もあったが、しかし、平安神宮の太極殿様式については当の平安神宮の日野西光善宮司は、平安神宮の様式は「一時的の祭殿」⁽¹⁵⁾として建てられたものであるから、明治天皇を祀る神宮としては小規模になるのは免れないし、また徒に大金を費やして日光東照宮の如く豪華に造ることはかえつて先帝の思召しに反するので、伊勢神宮の形式に倣つて多少神宮より規模を縮小し、また素材は現代の材料を用いて永久的にすることを提案している。⁽¹⁶⁾

このように当時の神宮建築様式に関する世評を見ると、新様式及び新材料、永久的なものを望むものもあれば、また古式に則った社殿様式の意見でも新材料を採用する意見もあり様々であるが、新しい様式を求める意見であつても、どのようなものにするか具体的に明示したものはなく、ほとんどの意見が従来の社殿様式を基に何か新しいものを建造する意見であつた。そして古式を主張する社殿様式にはほとんどが神明造で、その他に大社造や、平安神宮の太極

殿形式を真似るといった意見であり、ここで注目することは、後に創建された明治神宮の流造の形式を唱えたのは河野省三がただ一人、しかも第二候補として上げているに過ぎないのである。

伊東忠太	明治新型式	新素材
関野 貞	明治形式説	材料は木材でも法隆寺のように永久的に使用
黒板勝美	唯一神明造(日本パントン)	最新の技術を用いて永久的なもの
塚本 靖	唯一神明造	材料構造については最新式
姉崎正治	宸殿造+紫宸殿「明治時代の氣宇」	
塚本 靖	唯一神明造	新素材
辰野金吾	唯一神明造	
下田次郎	唯一神明造・大社造	
河野省三	神明造・流造	
日野西光善	神明造	新素材
秋元興朝	平安神宮(太極殿形式)	

二、伊東忠太の神社建築論の推移

伊東忠太は明治二十五年帝国大学工科大学造家学科を卒業、卒業論文は「建築哲学」であり、建築とは何かを日本人としてはじめて問いただした人物である。そして大学院に進み日本建築史を研究する。それまで建築学は西欧建築一辺倒であり、日本の建物などは建築学には及ばない稚拙なものとされていたため、研究する者は誰ひとりとしていなかった。しかし、明治中葉になるとアイデンティティが生まれる。そこにはお雇い外国人に教わった人々の反省もあった。伊東の師であった辰野金吾もそのひとりである。辰野はイギリスに留学中、建築家のウィリアム・バージエスに日本建築の歴史について質問された時、何も答えることが出来なかった反省から、自分の教え子である伊東に日本建築の歴史について研究することを勧めた。そのきっかけが法隆寺の発見である。伊東は法隆寺を調査し、それが世界最古の木造建築であることを発見する。しかも柱の中央部の膨らみ（エンタシス）が古代ギリシア神殿の柱の形と同じであり、極東の日本の地に古代ヨーロッパの文化が生き続けているグローバルな文化に驚嘆する。法隆寺発見により伊東の建築論はさらに進み、創作論へと変わっていく。伊東は日本とギリシアの文化がつながっていることを

実証するために、ユーラシア大陸を日本から西へ向けて調査を開始する。中国大陸から雲南を経てビルマ・インド、そしてトルコへ赴き、エジプト・ギリシアへと踏査した。実に三年の月日を要したのである。この調査で雲岡石窟を発見して世界に紹介し、東洋建築史の体系をも確立した。伊東の建築論はこれらの調査研究によって、世界の建造物だけでなく日本の建造物も、木造から土蔵、石造へと建造物の材質が移行していったことを発見する。そこで日本の建築も将来は木造建築から石や煉瓦造り、そして金属の建物と推移していくであろうと考えた。すなわち建築進化論である。そしてこの考えは一般の建造物だけでなく伝統の神社建築まで及んでいく。

（1）神社の仏教建築影響の容認

伊東は、神社建築の中に仏教的要素が含まれていることを容認する。明治以降、神仏分離によって余りにも仏教的建築様式を排除する風潮は好ましいことではないとした。その理由として神社建築様式は歴史的には大社・住吉・神明造をはじめとしておよそ十種類の様式があり、それ以外にも無数の変態があつて、しかも大社造・住吉造・神明造を除く他は、ほとんどが仏教建築の影響を受けているのであり、また現今の出雲大社・住吉大社・伊勢神宮の各社で

さえも多少の仏教建築の影響が見られ、そのような歴史を無視して仏教的要素を排除して純粹の日本建築にしたいという事は「愚の極」⁽¹⁹⁾であると主張するのである。

(2) 新素材の容認

ユーラシア大陸を横断・踏査して、建造物が進化していく過程を目の当たりに見た伊東にとつて、神社建造物の仏教影響は当然のことであり、容易に容認できるものであった。それが故に、神社の素材についても気安く新素材を受け入れることができた。

伊東は神社の素材は木材に限定することはないと主張する。建築の歴史は「第一期を純正植物質建築の時代、第二期を植物礦物混合の時代、第三期を純正礦物質建築の時代」⁽²⁰⁾に分けて進化していったことを述べ、明治は第二期の植物鉍物混合の時代であり、自然の流れから第三期の純正鉍物質建築になるのは当然であり、一日も早く「石や煉瓦造の神社」⁽²¹⁾が現われることを希望するのである。そして、このことは明治天皇崩御の年の明治四十五年はじめにも「将来の神社建築」と題して以下のような主張を掲載している。「既往の型を反復するだけでは物足らぬ、第一材料構造を堅實にして、永久的ならしめ度い、形式に剛健偉大なる氣魄を現はし度い、勿論日本趣味を基礎として、あ

る」⁽²²⁾

(3) 伝統祭祀の尊重

素材について進歩的な伊東が、神社の祭祀については保守的であった。神社建築の構造や形式は自然の發達に任せておくことが至当であり、材料は石でも鉄でも木でも竹でも構わないが、常に一種の神社たるべき約束を守らなければならぬことが二つあるとしている。それは「祭祀の方法」⁽²³⁾と「形式に關する古來のトラヂション」⁽²⁴⁾であると。祭祀の方法により建物の種類や配置、大きさなどが決まってくるのであり、また古來の伝統によつて建物全体の形状や、千木、鰹木細部などの手法が自ら必要になつていくことを説き、神社のあるべき姿を考究している。

(4) 神社制限図批判

伊東はまた明治初期に制定された神社制限図について批判している。「しかしあれは何を標準としたものでありますか、何故にあの構造形式を模範としたものでありますか、恐くは其理由を明瞭に答へることは出来ずまい。況や彼の制限圖の通りに何處へでも建てると云ふことは出来ない話である」⁽²⁵⁾。神社制限図とは、社殿の規模や様式を制限して、いたずらに建築が膨大で華美にならないように

した制度である。これによって当時の創立でない古来の神社であつても、造営に際しては各社殿及び建物等、個々にこれを採用した神社も多い。例えば福井県の若狭彦神社では拝殿、京都の籠神社では神饌所と社務所をこの制限図によつて造営している。⁽²⁶⁾神社本庁所蔵の谷重雄史料『制限図式社殿造営年表』によると明治元年の白峯神宮から大正二年の出石神社まで四〇社があげられている。

もともとこの制限図は京都付近の神社を模して造られたものらしく、角南隆は「松尾・梅宮・平野などの——古社の一部に共通な社殿規模と配置を基本として、これを常識的に並べた」⁽²⁷⁾ものと説明している。本殿は流造、拝殿は入母屋造で本殿・中門・祝詞舎・拝殿が軸線上に並び、本殿は中門・祝詞舎から延びる矩形の透塀で囲まれている。またこれら神社では中門がきわめて類似している。形式はいずれも切妻起、屋根妻入一間である。藤岡洋保によれば中門は神社の門としては古来のものではなく、おそらく明治前期の技術者が導入し、広まったものと指摘している。⁽²⁸⁾

(5) 伝統尊重への移行

当初、明治神宮の建築について進歩的であつた伊東が、大正三年以降、つまり明治神宮造営が裁可され、神社奉祀調査会が設置されて、伊東自身その委員となり、明治神宮

の社殿構想の担当となると彼の神社建築観は一八〇度転換してゆく。大正三年の『神社協会雑誌』に掲載した「神社建築の様式と殿内舗設」で以下のようなことを述べている。

然るに神社建築に對しては、人の觀念が古今多く變らない。又祭祀の式典も亦古今あまり變らないのである。即ち精神上にも、物質上にも、未だ様式の變化を必要としないのである。それで神社の建築は、住家、公共の建築などとは、全然其の事情を異にするものと云はなければならぬ。(中略)つまり神社建築に、新様式を創造することは、理に於ては不可なきも事實に於ては、出來がたいことであるのみならず、又必要のないこと、思ふのである。⁽²⁹⁾

そして伊東の神社建築論は更に完全な精神論へと進んでいく。

畢竟日本人は神社の建物の保存を其材料に頼らずして、精神に頼つたのであります。材料は鐵であつても、石であつても、無くなるのであります。精神は無くならない永遠であります。此日本の祖先を御祀り申した建物を傳へなければならぬといふ精神がある以上は、其材料は木であつても、決して廢滅しない(中略)太古より今日に至るまで根本の主義精神は變らず連綿として昔ながらの精神を一貫して來た建築が傳つて居る

のであります。⁽³⁰⁾

ここで伊東は神社の建物を単なる物質として捉えず、精神そのものの象徴として捉えるようになったことが解る。また、建築進化論の立場から伊東は新素材を常に主張していたが、神社木造論を唱えるようになる。

住宅は生活に都合よく出来てゐればいゝのであるから、其の主たる意味は内容にある。材料は煉瓦でも木でも拘る所はない。ところが神社は初めから材料に意味を持つてゐる。それは木材殊に檜である。此の事は古事記にも出てゐて太古からの仕来りであるから妄りに破る理由はない。そこで木材を以て造るとすれば當然木造にふさはしい形がひとりで出来てくる。即ち材料が原因で形は結果である。(中略)だから鐵筋でも形が同じでなければよいと云ふ説は成立たない。それは本末顛倒の考へであり、木造の形に似た物は出来るかも知れないが眞の同じ形にはならない。⁽³²⁾

そして、木材以外で造った神社そのものを否定することになる。鉄筋コンクリートで造った社殿を「御神體格納庫」⁽³³⁾であると揶揄し、神社建築に妄りに新意匠を弄ぶことは、建築家の「不謹慎なる遊戲」⁽³⁴⁾と批判するのである。ここに伊東の神社建築観は理の建築から「信仰の建築」⁽³⁵⁾「靈の建築」⁽³⁶⁾と転換していったのである。

伊東の念頭には前述した通り常に祭祀の尊重があつた。もし今までにない新しい様式の明治神宮が創建されたのならば、それにあわせて祭祀を変更しなければならぬ。そうすることは神道の根本的信仰を変えてしまう事になる。それは絶対に許されない事であつた。ここに建築学者を超越した伊東の神社建築哲学とも言うべき眞骨頂が窺えるのである。では、なぜ伊東が明治神宮の社殿を流造の様式にしたのか、そして当初どのような社殿構想を考えたのか、神社奉祀調査会・同特別委員会での発言を中心に見てゆきたい。

四、神社奉祀調査会・同特別委員会と 伊東の明治神宮社殿構想

大正二年に大喪が明けると、十二月二十日付にて官制が公布され、明治神宮奉祀に関する委員会「神社奉祀調査会」が年末に設置された。同委員会メンバーは枢密顧問官、貴族院・衆議院両議長、内務次官、東京帝国大学総長などの各界の代表者と各分野専門の代表が網羅されている。またそれとは別に、専門知識を要する事項が多いため、委員の中から特別委員を指名し、あわせて各専門家にも調査事務を囑託し各部門にて調査を行わせている。⁽³⁶⁾伊東は両方の委員に選ばれ、社殿建築に関する一切を任せられた。

十二月二十五日に第一回神社奉祀調査会が開催されたが、原敬会長の挨拶だけで終わっている。第二回（大正三年一月十五日）の神社奉祀調査会では鎮座地を東京府下に求めることを決定、第三回（同年二月一日）は府下候補地の戸山学校（現・新宿戸山公園）、旧青山練兵場（現・明治神宮外苑）、代々木御料地（現・明治神宮内苑）の実地調査が行われ、第四回（同年二月十五日）では鎮座地を代々木と決定した。鎮座地選定についてもさまざまな意見が出され、東京府下に求める意見と府内には神域に相応しい場所がないことから府外に求める意見まで大いに論議され収拾がつかないほど揉めたようだが、結局、鎮座地は東京府下の中で最も好適地の代々木と決定した。⁽³⁷⁾その経緯については拙論「明治神宮の鎮座地選定について」に詳しく書いたのでここでは述べない。それ以後の委員会については、実際の調査は特別委員会を設けて小人数で行われ、以後大正三年十一月にいたるまで、神社奉祀調査会が八回、特別委員会が十一回行われた。

（１）第一回神社奉祀調査会特別委員会

神宮創建における二大重要事項の一つ鎮座地が決定を見ると、次は社殿に関する議論となる。伊東の正式な参画は⁽³⁸⁾大正三年四月六日付を以って神社奉祀調査会の特別委員

となつてゐるが、明治神宮に所蔵されている阪谷芳郎の資料には明治天皇崩御直後間もない、大正元年八月二十八日に行われた史蹟名勝天然紀念物保存協会の評議員会において、既に明治天皇神宮奉建の調査委員として伊東以下十五名が選ばれてゐる。⁽³⁹⁾また伊東の他に神社奉祀調査会囑託の

神社奉祀調査会特別委員会	神社奉祀調査会
第1回（大正3年5月1日）	第1回（大正2年12月25日）
第2回（5月4日）	第2回（大正3年1月15日）
第3回（5月8日）	第3回（2月1日）
第4回（5月15日）	第4回（2月15日）
第5回（5月22日）	第5回（4月29日）
第6回（5月29日）	第6回（7月2日）
第7回（6月2日）	第7回（7月6日）
第8回（6月5日）	第8回（11月3日）
第9回（6月12日）	
第10回（6月19日）	
第11回（9月30日）	

国立公文書館蔵『公文雑纂』2A—14—纂1333 所収
「神社奉祀調査会経過要領一・二」より引用

調査会事務嘱託

伊東忠太	大正 3 年 4 月 30 日	任
	同 4 年 4 月 30 日	免
牧野正雄	同	
安藤時藏	同	
宮地直一	同	
關野正直	大正 3 年 6 月 22 日	任
	同 4 年 4 月 30 日	免
大貫眞浦	同	
今井清彦	同	
久保恵鄰	同	
田村知興	同	
佐野利器	大正 3 年 7 月 25 日	任
	同 4 年 4 月 30 日	免
黑板勝美	大正 3 年 8 月 3 日	任
	同 4 年 4 月 30 日	免
中川忠順	同	
關保之助	大正 3 年 9 月 14 日	任
	同 4 年 4 月 30 日	免
大江新太郎	大正 3 年 1 月 27 日	任
	同 4 年 4 月 30 日	免
原 熙	大正 3 年 6 月 22 日	任
	同 4 年 4 月 30 日	免

神社奉祀調査会委員（○は特別委員会委員）

會 長	原 敬	自大正 2 年 12 月 20 日	
		至同 3 年 4 月 16 日	
	大隈重信	自大正 3 年 4 月 16 日	
		至同 4 年 1 月 7 日	
	大浦兼武	自大正 4 年 1 月 7 日	
		至同 4 年 4 月 30 日	
委 員	蜂須賀茂韶	大正 2 年 12 月 22 日	被仰付
		同 4 年 4 月 30 日	被免
	徳川家達	同	
	奥 保鞆	同	
	井上良馨	同	
	戸田氏共	同	
	澁澤榮一	同	
	山川健次郎	同	
	水野鍊太郎	同	
	大岡育造	大正 2 年 12 月 22 日	被仰付
		同 3 年 4 月 6 日	被免
	福羽逸人	大正 3 年 4 月 6 日	被仰付
		同 4 年 4 月 30 日	被免
	○阪谷芳郎	同	
	奥 繁三郎	同	
	○井上友一	同	
	大谷 靖	大正 3 年 4 月 6 日	被仰付
		同 3 年 4 月 30 日	被免
	○三上參次	大正 3 年 4 月 6 日	被仰付
		同 4 年 4 月 30 日	被免
	○萩野由之	同	
	○伊東忠太	同	
	○關野 貞	同	
	○荻野仲三郎	同	
	下岡忠治	大正 3 年 4 月 22 日	被仰付
		同 4 年 4 月 30 日	被免
	○堀田 貢	大正 3 年 4 月 30 日	被仰付
		同 4 年 4 月 30 日	被免
	○近藤虎五郎	大正 3 年 5 月 13 日	被仰付
		同 4 年 4 月 30 日	被免
	○市來乙彦	大正 3 年 5 月 29 日	被仰付
		同 4 年 4 月 30 日	被免
	川瀬善太郎	大正 3 年 6 月 2 日	被仰付
		同 4 年 4 月 30 日	被免
	本多靜六	同	
	小橋一太	同	
	久保田政周	大正 3 年 7 月 10 日	被仰付
		同 4 年 4 月 30 日	被免
幹 事	井上友一	大正 2 年 12 月 22 日	被仰付
		同 4 年 4 月 30 日	被免
	山田準次郎	大正 2 年 4 月 6 日	被仰付
		同 4 年 4 月 30 日	被免

牧野正雄、安藤時藏、宮地直一等により委嘱以前にすでに調査がはじめられていた。伊東は大正三年五月一日の第一回神社奉祀調査会特別委員会（以後特別委員会と略す）に出用の配置図と建築様式を立案のため、全国の官幣大社の絵図を取り寄せ参考にしてゐる。しかしそれだけでは足りず、時の神社局長で神社奉祀調査会の幹事であった井上友一とともに、賀茂別雷神社、賀茂御祖神社、稻荷神社（伏見稻荷大社）、平安神社、香取神社、出雲大社、北野神社（北野天満宮）、日枝神社、東照宮、靖国神社等の各官幣大社を

『明治神宮造営誌』より引用

調査している。⁽⁴⁰⁾ 特別委員会は五月一日の第一回から九月三十日まで十一回開催されているが、第一回から六月十九日の第十回までは平均五日間おきのペースで特別委員会が開かれ、以下の項目が審議された。

- ① 昭憲皇太后合祀ノ件、
- ② 社名ニ關スル件、
- ③ 例祭日ニ關スル件、
- ④ 例祭日勅使發遣ニ關スル件、
- ⑤ 社殿竝附屬建物ノ種類及坪數ニ關スル件、
- ⑥ 社殿ノ様式及材料ニ關スル件、
- ⑦ 神座ノ裝飾ニ關スル件、
- ⑧ 殿内奉安神寶ニ關スル件、
- ⑨ 殿舎裝飾ニ關スル件、
- ⑩ 境内及參道ニ關スル件、
- ⑪ 境内保護取締ニ關スル件、
- ⑫ 境外道路ニ關スル件、
- ⑬ 神寶殿ニ關スル件、
- ⑭ 青山舊練兵場跡附屬外苑設備ニ關スル件、
- ⑮ 經費取扱ニ關スル件、
- ⑯ 昭憲皇太后合祀ニ伴フ社名竝例祭日ニ關スル件、
- ⑰ 明治神宮御造營諸費豫算ニ關スル件、
- ⑱ 神寶殿ヲ寶物殿ト改稱ニ關スル件

(1) (15) 国立公文書館蔵『公文雜纂』2 A—14—纂13
33所収、『神社奉祀調査會經過要領二』四—五頁。(16) (18) 『神社奉祀調査會經過要領二』一頁。

これらの中で伊東は⑤社殿竝附屬建物ノ種類及坪數ニ關スル件⑥社殿ノ様式及材料ニ關スル件⑦神座ノ裝飾ニ關スル件⑧殿内奉安神寶ニ關スル件⑨殿舎裝飾ニ關スル件⑩境内及參道ニ關スル件⑬神寶殿ニ關スル件⑱神寶殿ヲ寶物殿ト改稱ニ關スル件、の社殿だけではなく境内及び參道等の配置をも含む社殿建築に關する一切を任せられている。

第一回特別委員会では、阪谷芳郎委員長をはじめ井上友一・萩野由之・三上參次・伊東忠太・関野貞・萩野伸三郎各委員と幹事の山田準次郎（内務省参事官）、それに神社奉祀調査會囑託の牧野正雄（後の造神宮主事）・安藤時藏・宮地直一の十一名⁽⁴¹⁾が出席している。この第一回特別委員会では、審議されたのは、「昭憲皇太后合祀ノ件」、「社名ニ關スル件」、「社殿・境内・參道及ビ境外道路ノ施設ニ關スル件⁽⁴²⁾」が出された。それぞれの審議について見ていくと、はじめに「昭憲皇太后合祀ノ件」では、この年（大正三年）四月十一日に昭憲皇太后崩御のため急遽審議された。昭憲皇太后を合祀にするのかまた配祀にするのが阪谷委員長より提議されているが、井上委員より萩野委員・宮地囑託が考証調査中であることを報告している。次に「社名ニ關スル

件」は、はじめに山田幹事が素案原稿を朗読の後審議に入り、

本来社号は鎮座地の地名によるか、あるいは地名と祭神名を併称するか、また祭神の顕徳を奉唱する佳名によるか様々で一定のものではなく、よって「檀原神宮・宮崎神宮など鎮座の地名によるものが普通であるが、そうすると「代々木神宮」となり代々木の地名は時代的に見て古く由緒のあるものではなく、また鎮座地名を採用せず「檀原神宮」「平安神宮」の例に倣い宮城所在の名称を採用すると「東京神宮」「千代田神宮」となるが「東京神宮」では雅馴の嫌いがあり、「千代田神宮」は歴史的に見ると江戸城の雅名として一部文人の間に用いられただけに過ぎず適当とはいえないとしている。そしてすでに一般に流布している「明治神宮」の称は、建議並びに請願書等に多く用いられ、すでに慣用となっており天皇奉祀の神社には祭神名による社号の例はないが、伊弉諾神社や天穗日命神社のような事例もあるので問題は一切なく、むしろ他の社号を選定することとはかえって審議を煩わしくし、しかも大半を納得させるような社号は「明治神宮」以外には見つけれないとしている。この社号について伊東は担当ではないが実にユニークな意見を出している。明治天皇の御遺徳を敬仰する意味で「泰東神宮」⁽⁴³⁾「大日本神宮」⁽⁴⁴⁾の社号を提案している。結局、社号に関しては概ね明治神宮の社号に決め、その理由を三

上委員に草稿願うこととしている。⁽⁴⁴⁾

(2) 伊東の社殿構想案

社名の審議を終了すると次に社殿に関する審議となりいよいよ伊東の出番となる。初めに山田幹事が伊東の作成した「社殿境内及参道ノ施設一案」⁽⁴⁵⁾資料を朗読し、その後伊東が以下の資料の説明を行っている。

社殿並附屬建物ニ關スル件

明治天皇奉祀神宮ノ社殿並附屬建物ノ種類ヲ大要左記ノ如ク、且社殿ハ本殿ノ大サヲ約二十坪乃至三十坪トシ外玉垣内総坪数大凡二千坪内外、外玉垣内建設総坪数大凡五百坪内外ト決定セラル、ヲ以テ最モ適當ナリト認ム

- | | | | | |
|----------|----------|-----------|----------|----------|
| (1) 本殿 | (2) 祝詞舎 | (3) 中門 | (4) 拜殿 | (5) 廻廊 |
| (6) 神饌殿 | (7) 舞殿 | (8) 直會殿 | (9) 細殿 | (10) 宿衛屋 |
| (11) 祓舎 | (12) 手水舎 | (13) 内外玉垣 | (14) 東神門 | (15) 西神門 |
| (16) 鳥居 | (17) 神庫 | (18) 參集所 | (19) 社務所 | (20) 祭器庫 |
| (21) 制札場 | (22) 車馬舎 | (23) 社號標 | | |

伊東は先ず初めに本殿の大きさを二十坪乃至三十坪、外玉垣内の総坪数を大凡二千坪、外玉垣内の建物総坪数を大凡五百坪とし、次に本殿以下の各施設を列挙しているが、これらの付属建物は伊東が流造を念頭に置いている為、流

造の最も代表的な賀茂別雷神社・賀茂御祖神社を参考にした模様で付属建物の種類は両社にかなり類似している。

この社殿の建物とその配置案は実際に造営された社殿と比較すると、本殿三十坪、外玉垣内の総坪数約二千坪、外玉垣内建物総坪数は約六百坪ではほぼ一致している。各付属の建物は実際に造営された様門（南神門）と便殿が案にはなく、鳥居は回廊に二基、表参道の入り口に一基の合計三基と実際の八基よりかなり少ない。また(7)舞殿や(8)細殿(22)車馬舎(23)社号標等は造られなかった。なお(9)細殿は後に着到殿と改称されている。因みに細殿・着到殿とは天皇が行幸の最初の御着になる施設であり、着到殿は春日大社の「着到殿」⁽⁴⁸⁾に倣って採用している。伊東はこれらの附属建物については神社にとって必要欠くべからざるものだけを選択したので、殿舎の種類が多い金刀比羅宮、日光東照宮に比べれば、種目は比較的多くないとしている。そして当時作成された「明治神宮境内建物配置豫定図」(図①)を見ると、社殿全体の配置が実際に造られた位置よりも百メートルほど南に下がっている。理由は西門にある御苑内の湧水井戸⁽⁴⁹⁾「清正の井」⁽⁵⁰⁾を自然の御手洗にする予定だった。また直角に右折して社殿の南側より入って来る参道が、S字形の曲線を描いて社殿の東側に進み第一神門は東から入り拝殿に達する案となっている。そして参道は代々木参道入口を表

参道とし、現在表参道となっている原宿口が裏参道として⁽⁵¹⁾いる。

その他に「社殿以下建物配置豫定図」(図③)を見ると拝殿と廻廊を複廊でつなげる配置となっているが、これについて伊東は「拜殿復廊の制は寧ろ大内裏宮室の倣を偲⁽⁵²⁾びしむる」としている⁽⁵³⁾ので、京都御所の様式を参考にしたことが解る。そして中門から本殿にいたる配置は「最も普通なる制度に據るもの」⁽⁵⁴⁾で、これは明治二十二年に制定の官国幣社制限図をそのまま採用している⁽⁵⁵⁾。

次に社殿の材料及様式について以下のものを提案している。

社殿ノ材料及様式ニ關スル件

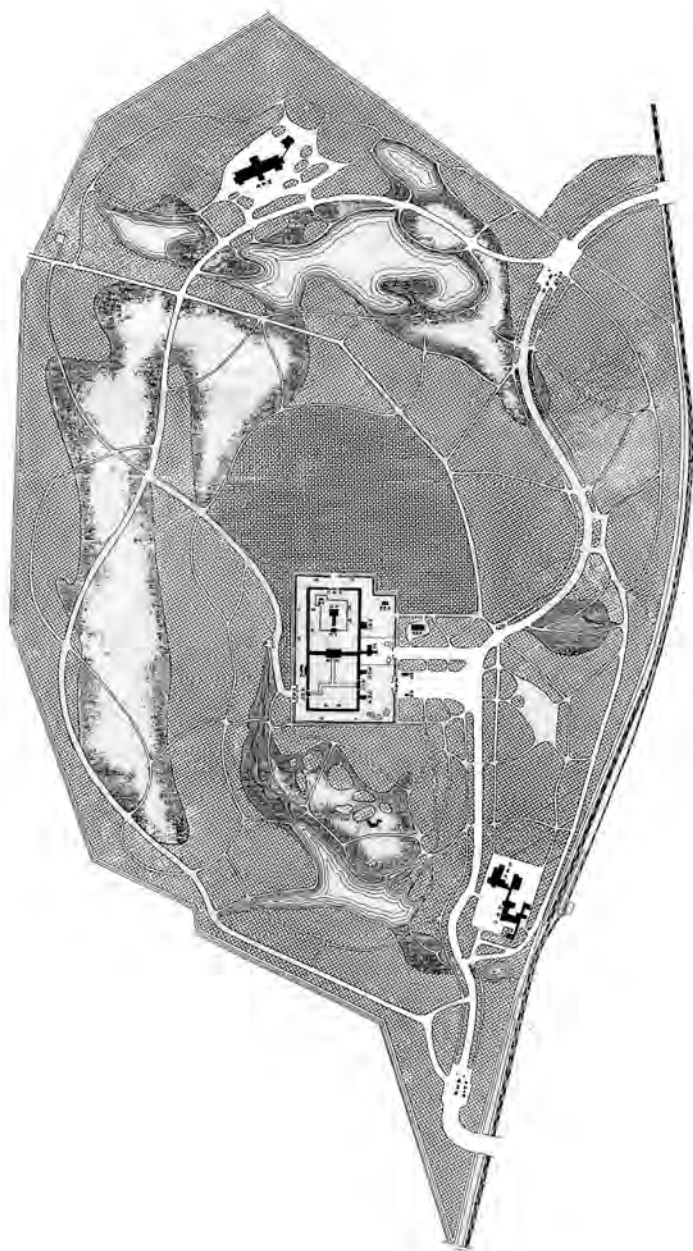
明治天皇奉祀神宮社殿ノ様式ヲ流造トシ、材料ハ素木造銅板葺ニ御治定ヲ仰クヲ以テ最モ適當ナリト認ム謹ミテ按スルニ、明治天皇奉祀神宮社殿ノ様式ニ付テハ、古來ノ歴史的様式ニ據ルヘキヤ、又別ニ新様式ヲ創造スヘキヤヲ考覈スルニ、新様式ヲ創造スルコト理ニ於テ不可ナキニ似タルモ、實際上非常ノ困難アルヲ以テ寧ろ古來ノ様式ニ據ルヲ萬全ナリトス。而シテ古來ノ神社建築ハ、最古ノ大社造ヨリ近代ノ權現造ニ至ルマテ幾多ノ様式アレトモ、多クハ一地方又ハ特種ノ神社ニ限リテ用キラレタルモノニシテ、其ノ一般ニ用

キラレタルハ上代ニテハ神明造、中古ニ在テハ流造、近世ニ於テハ權現造ナリ、然レハ明治天皇奉祀神宮社殿ノ建築モコノ三種ノ様式ノ孰レニカ據ルヲ妥當ナリトス。然ルニ權現造ハ元來神佛混淆ノ様式ナレハ之ニ據ルハ適當ニアラス、又神明造ハ形式餘リニ簡古ニ過キ、且其ノ社殿ハ嶮嶮タル老樹ノ間ニ配置セラル、ニ非ラサレハ、其ノ價值ヲ生セサルヲ以テ今亦之ニ據リ難シ、獨リ流造ハ平安朝以來今日ニ至ル迄全國一般ニ行ハレタル最普通ノ様式ニシテ、單調ニ失セス蕪雜ニ流レス典雅ニシテ莊重優麗ニシテ端嚴、蓋シ神社建築中最體裁ヲ得タルモノナリ。試ニ官國幣社ニ就テ之ヲ見レハ其社殿ノ流造ナルモノ過半数ニ及ヘリ、明治二十二年ノ制定ニ係ル官國幣社制限図ニ於テモ亦流造ヲ撰定セシハ偶然ニアラス、畢竟流造ハ國民一般ノ趣味ニ適合シ社殿トシテ最相應ハシク感セシムルニ因ルヲ以テ流造ヲ措テ他ニ之ヲ求ムヘカラス。加之明治大正ノ新手法加味ノ點ヨリ觀ルモ神明造ニ在リテハ殆ト全ク不可能ナルモ流造ニ在リテハ反テ豐富ナル餘地ノ存スルアリ、是レ流造ヲ採用セントスル所以ナリ。社殿ノ材料ハ、右ノ流式ト調和セシメンカ爲メニ檜素木造トシ、屋根ハ防火ノ爲メニ銅板葺トナスモ社殿トノ不調和ヲ避ケンカ爲メニ之ヲ銅板葺ト檜皮葺式ノ体裁ニ

ナサントス、而シテ各材料ハ総テ帝國產ノモノニ限ルモ附屬建物ニ至リテハ博ク新領土ノ所產ヲモ併セ用ントス⁽⁵⁴⁾

伊東はここで社殿様式を流造とし、材料は桧材で屋根は銅板葺としている。そして社殿様式に新様式を創造することは理に於いては不可ではないが、実際に創造することとなると非常に困難であり、寧ろ従來の様式に依拠することが万全である。そうすると時代的に大社造、神明造、流造、權現造となるが、大社造は一地方の特殊な神社に限られて用いられたものであり、一般に用いられた様式は古代が神明造、中世が流造、近世は權現造となり、この三様式から選ぶと權現造は神仏混淆の様式であり、また神明造は余りにも閑古にして、しかも元來鬱蒼とした老樹に囲まれた杜^{もり}に相應しいのであり、それに比べ流造は平安朝以降今日に至るまで一般に用いられた様式であり、單調にならず蕪雜に流れず優麗であり、しかも現在の官國幣社を見ると流造が過半数に及び、明治二十二年に制定された官國幣社制限図が流造を採用したのは偶然ではなく、また明治大正に新手法を加えるなら、神明造ではほとんど不可能だが流造ならかえって豊富な余地があり、よって流造を採用した理由であるとしている。伊東はその後に、天皇奉祀神社の実例を挙げ、橿原神宮・水無瀬宮は入母屋造、宇佐神宮・男山八

明治神宮境内建物配置豫定圖



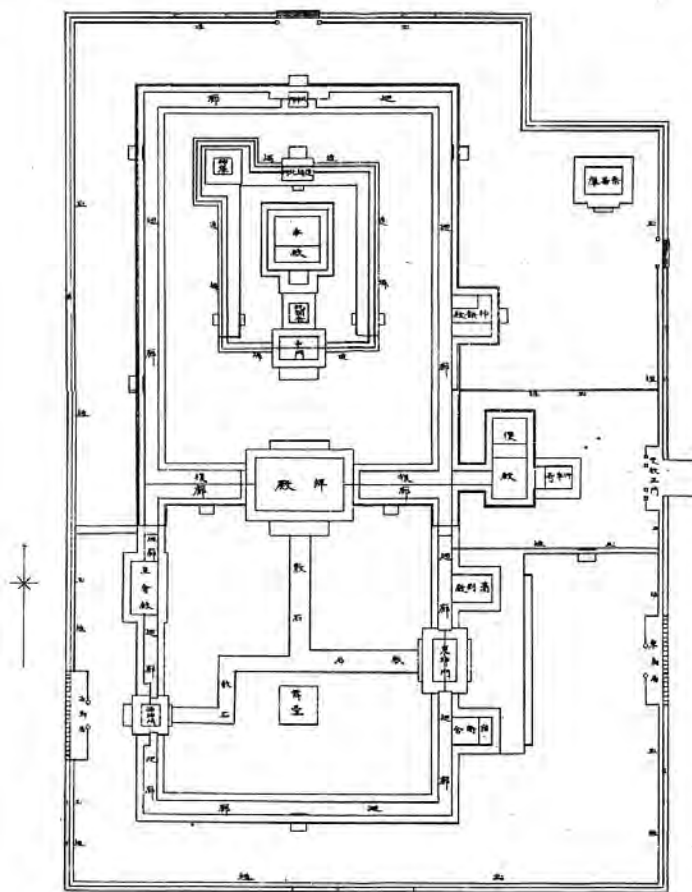
図①「明治神宮境内建物配置予定図」第8回神社奉祀調査会（大正3年11月3日）以降の作成図（明治神宮蔵、阪谷芳郎資料『明治神宮関係書類八部ノ内第八部（二）』所収）

明治神宮境内平面図



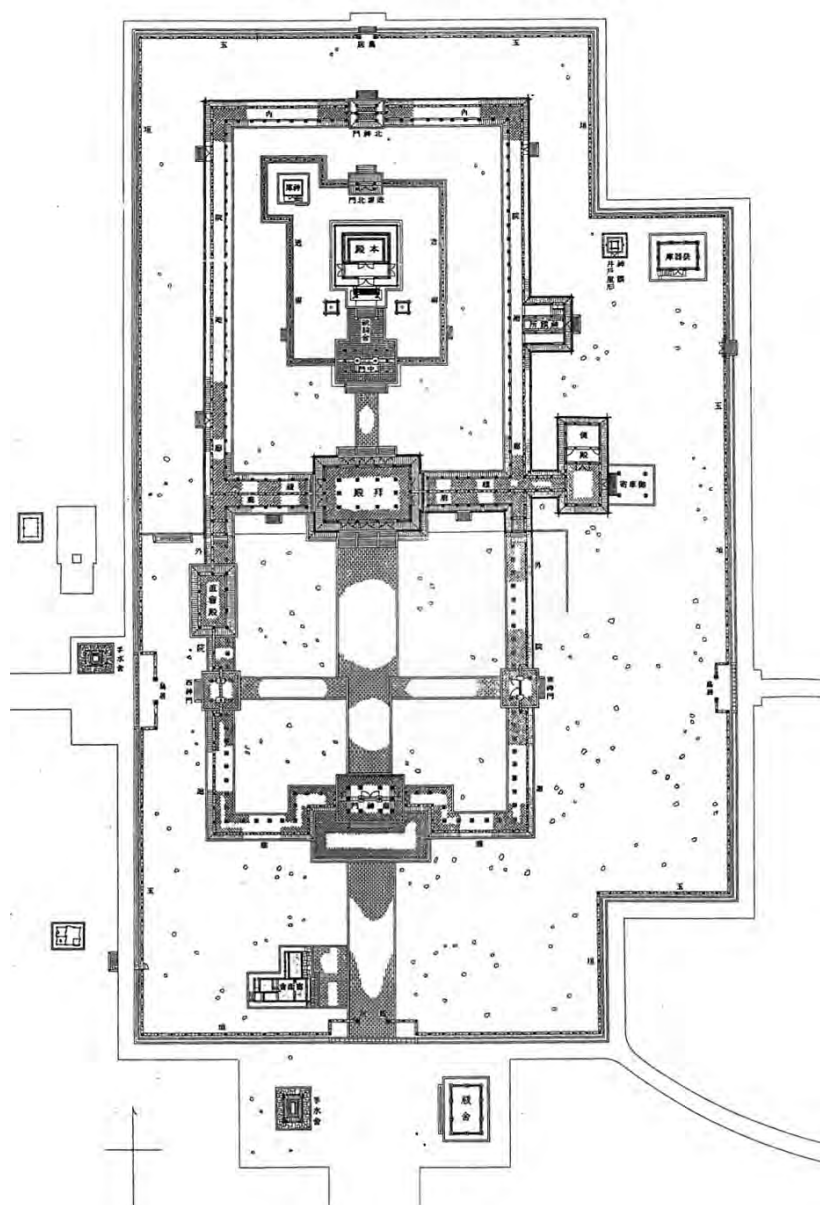
図② 完成図 『明治神宮造営誌』所収

社殿以下建物配置豫定圖



図③「社殿以下建物配置豫定図」第8回神社奉祀調査会（大正3年11月3日）以降の作成図
（『明治神宮関係書類八部ノ内第八部（二）』所収）

明治神宮社殿配置圖



図④ 完成図（『明治神宮造営誌』所収）

幡宮は八幡造であり、吉野宮・赤間宮・白峯宮の本殿は流造で拝殿は入母屋造、平安神宮の本殿は流造で応天門・大極殿などは大内裏の八省院を模倣したものであり、以上の実例から「質實崇嚴ニシテ而モ優麗典雅ナル流造⁽⁵⁵⁾」を以つて最適當とするのである。

このように前章で述べたように伊東の社殿様式と材料については、崩御直後の新様式・新素材の発想は全くなく、伝統的な社殿様式の提案をしているのである。ところが、この社殿の様式と配置・規模については、各委員からかなりの批判的な意見が出ている。はじめに三上委員からこの案だどこにもあるような神社であり、明治天皇の鴻業の大なるを表現するには物足りない、古式に則った様式では大変革のあった明治の御代を特徴つけるような印象が足りない、それ以上「サムシング⁽⁵⁶⁾」がほしいと、いわゆる明治式なるものを求めるのである。また阪谷委員長からも「会長の大隈^(重信)サンガ明治式ノ事ニ就テ言ハレタノデ」あるから「今日ノ所謂明治式ヲ加味スルガ宜シノデハナイカ⁽⁵⁷⁾」と意見を述べている。このように特別委員から何か新しいもの、明治式なるものが求められたのである。

これは、伊東が進歩的発想から保守論に転移したのは、「委員として参画した神社奉祀調査会の審議の過程で国家神道思想を背景にした復古的発想に覆われていった⁽⁵⁸⁾」とす

る説が従来主流であったが、この大正三年五月一日に行われた第一回特別委員会の中にはすでに伊東は材料及び社殿については伝統様式を主張して、しかも他の特別委員が何か新しいもの、明治の新様式と提唱していたのであり、従来の説とまったく逆であったことが理解される。

さて、これら委員の意見に対し伊東は社殿様式を形成する根本は「祭祀ノ儀式ノ方法カラ來ル⁽⁵⁹⁾」のであり、祭祀の方法がまったく違った明治・大正式を作るならば、それが可能であることを主張するのである。また荻野委員も伊東の立場に同意し、崩御当時は明治形式を主張した関野委員もこの会議では「根本問題トシテ、祭式ノ方ヲ先ニ極メテ戴カナイト、極メヤウガナイ⁽⁶⁰⁾」として伊東に賛同するのである。結局伊東の主張した流造、桧素木造が通り、その後七月二日に行われた第六回神社奉祀調査会でも「社殿ノ様式及材料ニ關スル件決定⁽⁶¹⁾」の中で流造・素木造と決定し、その理由を前述のごとく委員に説明している。それに引き続き関野は十一月三日に行われた第八回神社奉祀調査会の参考資料として「神宮社殿ノ様式ハ古來ノ様式ニ據ルヲ以テ妥當トスルニ付テノ意見⁽⁶²⁾」として、大正三年五月一日付をもって明治天皇奉祀神宮の御社格が官幣大社に御治定されたのだから、祭式の次第は大正三年三月発布の官国幣社祭式に準拠すべきであり、よって社殿の様式はこれに調和

するものでなければならぬとして、古来の様式に準拠する方が寧ろ手法装飾において「明治大正ノ新趣味ヲ加味スル」⁽⁶³⁾ことが可能であることの説明を加えている。

四、明治神宮造営過程

伊東はこの神社奉祀調査会・同特別委員会で、社殿様式・配置等について相当苦勞し、推敲に推敲を重ねて六回も計画を書き直している。⁽⁶⁴⁾ところが、大正四年四月三十日に明治神宮造営局官制が公布され、造営局に評議委員会が設置されると、神社奉祀調査会・同特別委員会にて基本方針が決まったにも拘わらず、評議委員会には各界の重鎮が名を列ねていたので様々な意見が出たらしく、「随分船頭が多かつたので、爾來屢々船が山に登らんと欲した」⁽⁶⁵⁾と皮肉をこめて回想し、また「自分の考案が改竄され否認された場合も多少ある」⁽⁶⁶⁾と、伊東自信不本意な処もあったことが窺える。しかし「今日に於いては其の責は全部自分が負ふ」⁽⁶⁷⁾のである。そして神社奉祀調査会・同特別委員会にて流造と決定したにも拘らず、この評議委員会でもまた明治式が提唱され、評議委員から「明治天皇をお祀りする社殿は明治式であることが、道理上當然ではないか。おまえの言ふ事とやること、は矛盾している」⁽⁶⁸⁾との詰問に対し、伊東は「こゝでも「神社建築と云ふものは、理窟許りで行く建築ではない。理の

建築でもあるが、寧ろ信仰の建築である。言ひ換へれば靈の建築であつて、肉の建築ではない」⁽⁶⁹⁾と反駁して自分の主張を貫き通している。

では、伊東の考案した構想が、どのように展開していったか見ていきたい。はじめに本殿では伊東は三間社の流造を提案しているが、関野・井上両委員からは壮大なものが宜しかろうという事で五間社の意見が出たが、結局伊東の提案した三間社となった。伊東は社殿の規模は「漫然見計ひで決定」⁽⁷⁰⁾したのでは無く御神座の大きさを実際の必要から割り出したもので、窮屈にならない程度のサイズを規定したのであり、また拝殿等の建物は「祭典及び參拜の利便に重き」⁽⁷¹⁾を置いてその大きさに決めたことを強調している。その他に、本殿では屋根に関野委員の發案により千木・鰹木を設けた他、屋根を銅板葺にする案は「大に議論」⁽⁷²⁾があったが結局、これも関野委員の意見によりすべて桧皮葺となつてゐる。社殿の基礎工事については、工学博士の佐野利器が担当し、本殿・祝詞舎・中門に「土中積煉瓦の先端に鐵筋混凝土梁」⁽⁷³⁾を施している。これは藤岡洋保が指摘するように、石の基壇に神社の建物を載せる構造は、今までの神社建築にはなく実に画期的な方法であつた。⁽⁷⁴⁾そして本殿以下の建物の高さ、柱の大きさ、軒の反り、屋根の勾配、破風の曲線等の細部の設計は技師の安藤時蔵が担当し

明治神宮造営局評議委員会委員（○は神社奉祀調査会委員・同特別委員会委員・同調査嘱託）

評議委員会 会長			
○大浦兼武	自大正4年5月1日 至同 4年7月30日	西久保弘道	大正4年9月7日被仰付 同 5年10月25日被免
○大隈重信	自大正4年7月30日 至同 4年8月10日	湯浅倉平	大正4年9月7日被仰付 同 5年1月25日被免
一木喜徳郎	自大正4年8月10日 至同 5年10月9日	藤澤謙之輔	大正4年9月7日被仰付 同 5年10月25日被免
後藤新平	自大正5年10月9日 至同 7年4月23日	○井上友一	大正5年7月17日被仰付 同 8年6月12日被免
水野錬太郎	自大正7年4月23日 至同 7年9月29日	有松英義	大正5年10月25日被仰付 同 7年10月23日被免
床次竹二郎	自大正7年9月29日 至同 11年6月12日	岡田文次	大正5年10月25日被仰付 同 7年10月23日被免
水野錬太郎	自大正11年6月12日 至 現在	永田秀次郎	大正5年10月25日被仰付 同 7年10月23日被免
評議委員		西野元	大正6年1月10日被仰付 大正6年1月2日被仰付 同 7年4月23日被免
○瀧澤榮一	大正4年5月19日被仰付	○水野錬太郎	大正6年12月27日被仰付 同 8年5月23日被免
○沖野忠雄	大正4年5月19日被仰付 同 7年10月23日被免	杉山四五郎	大正6年12月27日被仰付 同 10年8月25日被免
○阪谷芳郎	大正4年5月19日被仰付	添田敬一郎	大正7年5月4日被仰付 同 7年5月11日被仰付 同 10年8月25日被免
馬場三郎	大正4年5月19日被仰付 同 9年3月5日薨去	○堀田 貢	大正7年10月23日被仰付 同 11年7月4日被免
河村金五郎	大正4年5月19日被仰付 同 4年9月7日被免	田尻稲次郎	大正7年10月23日被仰付 同 10年7月27日被免
南部光臣	大正4年5月19日被仰付	岡 善七郎	大正7年10月23日被仰付 同 11年7月4日被免
○三上參次	大正4年5月19日被仰付	原田貞介	大正7年10月23日被仰付 同 10年7月27日被免
○市来乙彦	大正4年5月19日被仰付 同 6年1月10日被免	横田千之助	大正8年5月23日被仰付 同 9年7月16日被免
○小橋一太	大正4年5月19日被仰付 同 11年7月4日被免	川村竹治	大正8年5月23日被仰付 同 9年7月16日被免
岡本英太郎	大正4年5月19日被仰付 同 8年5月23日被免	鶴見左吉雄	大正8年5月23日被仰付 同 9年7月16日被免
安河内麻吉	大正4年5月19日被仰付 同 4年9月7日被免	潮 恵之輔	大正8年5月23日被仰付 同 10年7月27日被免
○萩野由之	大正4年5月19日被仰付	阿部 浩	大正8年12月12日被仰付 同 10年7月27日被免
高橋作衛	大正4年5月19日被仰付 同 5年10月25日被免	中井勲作	大正9年7月15日被仰付 同 10年7月27日被免
○久保田政周	大正4年5月19日被仰付 同 6年1月11日被免	宇佐美勝夫	大正10年7月27日被仰付 同 11年7月4日被免
下岡忠治	大正4年5月19日被仰付 同 4年9月7日被免	關屋貞三郎	大正10年7月23日被仰付 同 11年7月4日被免
渡邊勝三郎	大正4年5月19日被仰付 同 6年12月27日被免	湯地幸平	大正10年8月30日被仰付 同 11年7月4日被免
伊澤多喜男	大正4年5月19日被仰付 同 4年9月7日被免	後藤新平	大正11年7月4日被仰付 同 12年12月5日被仰付
中川 望	大正4年5月19日被仰付 同 6年12月27日被免	塚本晴治	大正11年7月4日被仰付 同 12年12月5日被仰付
○關野 貞	大正4年5月19日被仰付	馬場鏐一	大正11年7月4日被仰付 同 12年12月5日被仰付
中野武営	大正4年5月19日被仰付 同 7年10月8日卒去	長谷川久一	大正11年7月4日被仰付 同 12年12月5日被仰付
奥田義人	大正4年6月28日被仰付 同 6年8月8日薨去	後藤文夫	大正11年7月4日被仰付 同 12年12月5日被仰付
塚本 靖	大正4年7月17日被仰付 同 4年10月8日被免	赤池 濃	大正11年7月4日被仰付 同 12年12月5日被仰付
鳥居錦次郎	大正4年7月17日被仰付 同 5年10月25日被免	横山助成	大正11年7月4日被仰付 同 12年12月5日被仰付
石原健三	大正4年9月7日被仰付 同 10年8月25日被免	幹 事	
		書記官	
		○山田準次郎	大正4年5月19日被仰付 同 7年5月25日被免
		田澤義鋪	大正4年7月17日被仰付 同 9年11月22日被免
		吉田 茂	大正6年9月19日被仰付 同 11年11月4日被免
		平島敏夫	大正9年12月21日被仰付 同 11年11月4日被免
		丹羽七郎	大正12年12月5日被仰付

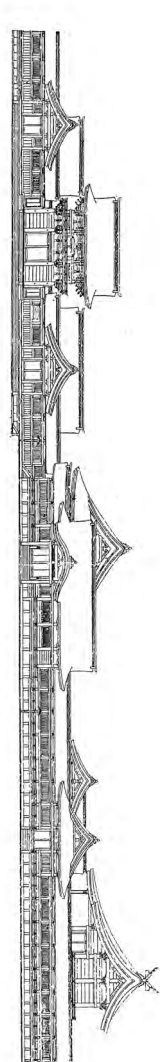
『明治神宮造営誌』より引用

た。安藤は本殿の一部内院を伽藍のような廻廊で連絡し、外院までも伽藍的構成手法を施したが大正六年に急死した為、鋳金具・絵様等を担当していた大江新太郎技師があとを継いで設計を行った。⁽⁷⁷⁾その他に、当初の伊東の案では楼門はなかったが、第二回特別委員会にてこれも関野委員より、廻廊には鳥居よりも四脚門（楼門）の方が相応しい意見で変更となった。⁽⁷⁸⁾

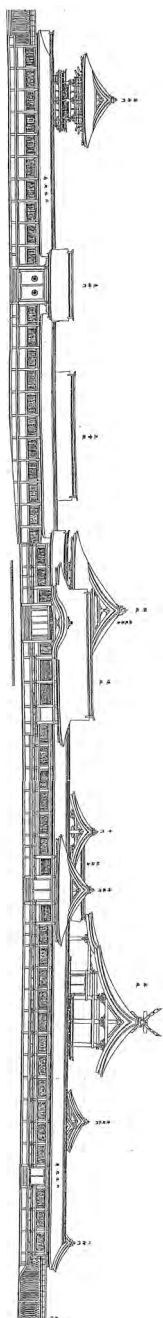
次に参道だが当初は、代々木参道口を表参道とし、直線の参道ではなくS字としたが、S字にした理由については、平らな地にはまっすぐな参道が適切であるが、傾斜があるため、傾斜に従って「カーヴ」⁽⁷⁹⁾するのが好ましいとしていたが、関野委員から北は鬼門の方角に当たり好ましくなく、またS字の道は公園のような性質にはあっているが神社の参道としてはまっすぐな方が尊厳を増し、しかも神門が東面するのは適当でないとする説に押され、S字を延長して螺旋形に迂回して南より参進する工夫を試みたが、地勢上これは無理であり評議の結果、表参道は南から、裏参道は北からとなった。⁽⁸⁰⁾しかし、この決定においても社殿の第一神門は東参道から入る事になっていて、大正四年六月十一日に行われた明治神宮造営局の『議案・報告事項』⁽⁸¹⁾にも、まだ第一神門は東より入るようになっていた。東から入る事に固執した理由について伊東自信は何も述べていないが、

東参道筋を西進して東神門に達し、正門を通れば社殿の側面に向かつて進むことになり、本殿をはじめ拝殿の他内外の廻廊等の一連の社殿建造物が一望できる壮観な景観を現出したかったようだ。⁽⁸²⁾

また清正の井^{きよまさ}を手水にする案だが、当初、神社奉祀調査会・同特別委員会ではこの案について異論はほとんどなかったようだが、評議委員会では林苑担当者達から、特に折下吉延技師により猛反対にあっている。理由は御祭神との御縁故のある御苑の景観を破壊することとなり、しかも伊勢神宮の内宮のような五十鈴川の御手洗^{みたらし}とは違い、清正の井では余りにも狭小であり大衆の参拝に際してとうてい適宜な施設が出来がたい事である。⁽⁸³⁾それらの諸理由によって大正四年十月に行われた評議委員会にて社殿は伊東の配置案よりも全体に百メートル北上し、参道は直線で南北参道と相会して西折りとなり、更に北向きに進んで南神門に入るように変更された。（図②参照）その他に車道の設置は阪谷の意見で、上野で開催された博覧会に於いて自動車道の不備を参考に、西洋人から苦情が多かったことを踏まえて設置されている。⁽⁸⁴⁾鳥居の数も南参道入り口と回廊に二基の計三基だったのが、南北西各参道入り口に三基、南参道の第二鳥居（大鳥居）、玉垣南東西北に四基の合計八基となった。そして東側に配置してあった楼門、宿衛舎を南方



明治神宮社殿側面の予定図（『歴史写真』大正四年七月号）



完成図『明治神宮明細長』（『明治神宮叢書』二十巻図録編）



『明治神宮画集』（『明治神宮叢書』二十巻図録編所収）

に移し、着到殿を廃し新たに東西の神門を設置して大体現在のような配置となったのである。（図④参照）
 このようにして大正九年秋、神社奉祀調査会・同特別委員会発足より七年の歳月を費やして伊東の「全精神が結集」⁽⁸⁵⁾された「昭代の精華を中外に示す大建築」⁽⁸⁶⁾として「日本建築工藝史上、永く後世に傳」⁽⁸⁷⁾えるべき明治神宮が完成したのであった。

おわりに

伊東忠太の神社建築観の推移と明治神宮の造営過程を見てきた。明治神宮の造営に参画することにより、伊東の神社建築観が進歩的発想から伝統尊重へ転換していった事が明らかとなった。しかも神社に対する観念がただの建造物としてではなく信仰の対象として捉えた処に伊東の神社建築に対する大きな意義がある。明治神宮の造営を契機に伊東の神社建築論が大成されたといっても過言ではないだろう。爾後彼の神社建築論は神社界に広く受け入れられたのであり、伝統尊重の中にも優れて近代的な「創造行為」⁽⁸⁸⁾が受け継がれていった。戦後国家管理を離れ、また一般の建造物に最新の素材や様式が流行しても神社建築では素材も様式も伝統が守り継がれている。そのことは戦後の明治神宮復興に際しても当時の建築学者が鉄筋コンクリートを主

張したが、結局杵材で再興されたことから理解される。伊東の建築論の最終的な結果が明治神宮に集約されている。ここに神社建築の伝統を踏襲しながら、巧みな意匠を凝らした近代神社建築が成立したのであり、折口信夫が「新神道の顕現⁽⁸⁹⁾」とされた明治神宮の側面を垣間見ることが出来るのである。

註

- (1) 近代神社建築については『近代の神社景観』（神道文化会、平成九年）に詳細に説明されている。
- (2) 関野貞「明治の正倉院を作れ」『読売新聞』大正元年九月五日。
- (3) 同右。
- (4) 黒板勝美「明治神宮と明治博物館」―崇敬と記念とは嚴に區別すべし―『東京朝日新聞』大正元年八月六日。
- (5) 同右。
- (6) 姉崎正治「神宮及び記念物」『東京朝日新聞』大正元年八月八日。
- (7) 同右。
- (8) 辰野金吾「明治神宮の建築と御神體」『国民新聞』大正九年八月十三日。
- (9) 河野省三「明治神宮に就いて」『神職會々報』33、大正元年九月。ゆまに書房、平成四年復刊、二二頁。
- (10) 同右。
- (11) 同右。

- (12) 塚本靖「明治神宮の建築」『読売新聞』大正元年八月七日。
- (13) 下田次郎「読売新聞」大正元年八月八日。
- (14) 秋元興朝「何を以て傳へ奉る可き」『国民新聞』大正元年八月七日。
- (15) 日野西光善「明治神宮は華美を避く可し」『国民新聞』大正元年八月十九日。
- (16) 同右。
- (17) 伊東忠太「法隆寺建築論」『東京帝國大學紀要』第一冊第一號、明治三十三年。『伊東忠太建築文獻』（全六卷）所収、昭和十二・三年刊、龍吟社。原書房復刊、昭和五十七年。尚、伊東忠太に関する主な著書は岸田日出刀「建築学者伊東忠太」乾元社、昭和二十年。鈴木博之編「伊東忠太を知っていますか」王国社、平成十五年等がある。
- (18) 伊東忠太の建築進化論について最近の論文として川道麟太郎、橋寺知子「伊東忠太の『建築進化論』について（上）その由来」『計画系論文集』No.525平成十一年、同（下）「その意義と作用」『計画系論文集』No.554平成十四年。倉方俊輔「建築進化の原則より見たる我邦建築の前途の主旨について―伊東忠太『建築進化論』の特質に関する研究その1―」『計画系論文集』No.581平成十六年。「建築進化論と設計活動について」―伊東忠太『建築進化論』の特質に関する研究その2―『計画系論文集』No.589平成十七年等がある。
- (19) 伊東忠太「神社建築の形式は一定すべき者なりや」『神社協会雜誌』第一号、明治三十五年、八頁。国書刊行会復刊、昭和五十九年。
- (20) 同、一〇頁。

- (21) 同右。
- (22) 伊東忠太「将来の神社建築」『神社協会雑誌』第十一年、一号、明治四十五年、一〇頁。国書刊行会復刊、昭和五十九年。
- (23) 前掲「神社建築の形式は一定すべき者なりや」十一頁。同右。
- (24) 同右。
- (25) 同、六頁。
- (26) 山内泰明「神社建築」神社新報社、昭和四十二年、一六六頁。
- (27) 角南隆「明治神宮の社殿復興について」『新建築』昭和三十四年三月号、四一・四二頁。
- (28) 藤岡洋保「内務省神社局・神祇院時代の神社建築」『近代の神社景観』平成九年、神道文化会、四七〇頁。
- (29) 伊東忠太「神社建築の様式と殿内舗設」『神社協会雑誌』第十三年、大正三年、二頁。国書刊行会復刊、昭和五十九年。
- (30) 伊東忠太「神社建築に就いて」『神社協会雑誌』第十四年、大正四年、五頁。国書刊行会復刊、昭和五十九年。
- (31) 「古事記」には記述がない。『日本書紀』の誤りである。『日本書紀』（巻第一 神代 上）「檜^{ひのき}は以て瑞^{みづ}の宮^{みや}を爲^{つく}る材^けとす可^べし」。
- (32) 伊東忠太「神社と其の建築」『神道学雑誌』第三号、昭和二年、八六・八七頁。第一書房復刊、昭和六十一年。
- (33) 伊東忠太「神社建築に現れたる日本精神」日本文化協会、昭和十年、三九頁。
- (34) 伊東忠太「日本神社建築の発達」『日本建築の研究』上、昭和十二年、龍吟社。四二三頁。原書房復刊、昭和五十七年。
- (35) 前掲「神社建築に現れたる日本精神」三四頁。
- (36) 神社奉祀調査会・同特別委員会の性格・内容については、
- (37) 山口輝臣が「神社奉祀調査会について」（上）——明治神宮計画における「由緒」と「風致」——『海南史学』第三九号、平成十三年、『明治神宮の出現』（吉川弘文館、平成十七年）にて論じている。
- (38) 大丸真美「明治神宮の鎮座地選定について」『明治聖徳記念学会紀要』十七号、平成八年。
- (39) 国立公文書館蔵『公文雑纂』2 A—14—纂1333所収「神社奉祀調査會經過要領ノ一」一一頁。
- (40) 明治神宮蔵、阪谷芳郎資料「明治神宮関係書類八部ノ内第一部」所収。依託された委員は伊東忠太、井上友一、井上禧之助、本多静六、奥田義人、田所美治、坪井正五郎、正木直彦、目賀田種太郎、箕浦勝人、三上参次、三宅秀、股野琢、松村任三、関野貞。
- (41) 「明治神宮造営誌」内務省神社局、昭和五年、四七頁。国書刊行会復刊『明治神宮叢書』造営編(二)、平成十六年。
- (42) 尚、「伊東忠太資料目録・解説」（社団法人日本建築学会建築博物館、平成十五年）ではその他に建勲神社、春日神社、石上神社、三輪神社、檜原神宮、水無瀬宮、男山八幡宮、松尾神社、白峯宮、鹿島神宮、稻荷神社、美保神社等が調査されている。
- (43) 明治神宮蔵「神社奉祀調査会特別委員会々議録（第一回）」一・二頁。
- (44) 同、三・五〇頁。
- (45) 同、一八頁。
- (46) 同、二二頁。
- (47) 同、二二頁。
- (48) 前掲 阪谷芳郎資料「明治神宮関係書類八部ノ内第八部

(二)』所収。

(47) 前掲『神社奉祀調査会特別委員会々議録(第一回)』三二頁。

(48) 同、三一頁。

(49) 前田康彦編集『折下吉延先生業績録』折下先生記念事業会、昭和四十二年。三八頁。

(50) 伊東忠太「明治神宮社殿の建築に就て」『建築雑誌』四〇九号、大正九年、五三五頁。

(51) 同、五三六頁。

(52) 同右。

(53) 創建当初の社殿は昭和二十年の空襲により、南神門と一部の回廊をのぞいて本殿以下の施設は焼失した。現在の社殿は昭和三十三年に復興されたが、社殿には中門はない。これは復興社殿の設計者・角南隆が中門を嫌い、中門の位置に内拝殿を建てている。角南は内拝殿・外拝殿の二舎にして、それを廻廊で繋ぐ形式を好んだ。

(54) 前掲『明治神宮関係書類八部ノ内第八部(二)』所収。

(55) 同右。

(56) 前掲『神社奉祀調査会特別委員会々議録(第一回)』三四頁。

(57) 同、三七頁。

(58) 藤原恵洋「明治神宮創建に見る流造意匠の成立過程」『デザイン学研究』No.89、平成四年、八三頁。

(59) 前掲『神社奉祀調査会特別委員会々議録(第一回)』三八頁。

(60) 同、四三頁。

(61) 前掲『神社奉祀調査会経過要領ノ一』三七・三八頁。

(62) 同、二六・二七頁。

(63) 同右。

(64) 明治神宮蔵「明治神宮御造営の由來を語る座談會速記録」

(昭和十五年十月二十七日東京中央放送局ニ於テ)『鎮座二十年祭書類』八冊ノ内第五號所収。

(65) 前掲『明治神宮社殿の建築に就て』五三三頁。

(66) 同右。

(67) 同右。

(68) 前掲『神社建築に現れたる日本精神』日本文化協会、昭和十一年、三四頁。

(69) 同右。

(70) 前掲『明治神宮社殿の建築に就て』五三六頁。

(71) 同右。

(72) 前掲『神社奉祀調査会特別委員会々議録(第二回)』三八頁。

(73) 前掲『明治神宮社殿の建築に就て』五三九頁。

(74) 前掲『明治神宮関係書類八部ノ内第八部(二)』所収。

(75) 大江新太郎「明治神宮社殿御造営工事梗概」(二)『建築雑誌』四一一号、(社)日本建築学会、大正十年、七頁。

(76) 前掲『内務省神社局・神祇院時代の神社建築』四七三頁。

(77) 櫻井敏雄「伝統的様式からみた近代の神社―その空間と造形からの視点―」前掲『近代の神社景観』四四一頁。

(78) 前掲『神社奉祀調査会特別委員会々議録(第一回)』二四・三〇頁。

(79) 前掲『神社奉祀調査会特別委員会々議録(第一回)』四九・五〇頁。

(80) 前掲『明治神宮社殿の建築に就て』五三六頁。

(81) 前掲『明治神宮関係書類八部ノ内第八部(二)』所収『議事・報告事項』。

(82) 前掲『折下吉延先生業績録』四〇頁。

(83) 同、三八・三九頁。

- (84) 前掲『神社奉祀調査会特別委員會會議録(第一回)』三九・四〇頁。
- (85) 岸田日出刀著『建築学者伊東忠太』乾元社、一一七頁、昭和二〇年。
- (86) 『明治神宮紀』日本評論社出版部、大正九年、七八頁。
- (87) 同右。
- (88) 前掲『内務省神社局・神祇院時代の神社建築』四六一頁。
- (89) 折口信夫「新神道の顯現」『神道史研究』第十三卷五・六号所収、昭和四十年十一月。

(明治神宮権禰宜)